

ASSET 事業目標保有者公募（追加募集）要領 （先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減事業設備補助事業 公募要領）

環境省では、平成 24 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）により、「先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減事業設備補助事業」を行います。本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。

なお、補助事業として選定された場合には、

- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（以下「交付要綱」という。）
- ・先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減事業設備補助事業実施要領（以下「実施要領」という。）
- ・別紙 3「ASSET 実施ルール」（以下、特段明記のない限り「実施ルール」という。）

に従って手続等を行っていただくことになります。

交付要綱及び実施要領は、環境省ウェブサイト（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html）に掲載しておりますので、必ずご一読下さい。

1. 先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減事業設備補助事業 (ASSET (Advanced, Smart buildings promotion Scheme with Emission reduction Target) 事業) の概要

1-1 目的

(1) ASSET 事業とは

- ・ASSET 事業は、CO2 排出量の増加が著しい業務用ビル等において、先進的な設備導入と運用改善を促進するとともに、市場メカニズムを活用することにより、CO2 排出量大幅削減を効果的に図るものです。

本制度は、以下の 3 つをセットにすることにより、費用効率的かつ確実な削減を実現するという特長を有しています。

- ① 先進的温室効果ガス排出抑制設備を含めた設備導入に対する補助
- ② 参加事業者による削減約束量当たりの補助額の小さい費用対効果の高い事業から採択（リバースオークション）
- ③ 削減約束量を超過達成した場合には排出枠を他参加者等に売却することもできる。一方、達成できない場合には超過排出分の排出枠を購入して目標を遵守する

(2) 制度への参加方法

- ・ASSET 事業の参加には、以下の 2 通りの方法があります。
今回は目標保有者を公募します。

① 目標保有者

一定量の排出削減を約束する代わりに、CO2 排出抑制設備等の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者。設備整備を行うビル等および設備の保有者が、目標保有者として参加する必要があります。このほか、ビルのテナント等で削減に協力することを望む事業者は、任意で目標保有者として参加することができます。

（「先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減事業設備補助事業」の「代表事業者」および「共同事業者」にあたります。）

② 取引参加者

目標保有者が目標達成を円滑に行うため、排出枠の仲介を目的とする参加者。取引参加者に対しては、補助金及び排出枠の交付はされません。

- ・①の目標保有者は、複数の事業場をまとめたグループ単位でもグループ参加者として参加できます。
- ・②の取引参加者の本制度への参加は 2013 年度からのため、取引参加者の制度への参加方法の公表及び募集については今年度後半に行う予定です。

※ グループ参加の場合について

- ・原則として、同一法人の事業場によって構成されるグループのみを目標保有者として参加可能とします。

(3) 目標保有者として制度に参加するメリット

この制度に目標保有者として参加する場合、以下のようなメリットがあります。

- 一定の基準を満たす高効率設備を導入し、また運用部分でも改善を進めることによって、効率的に地球温暖化対策に取り組むことができます。
- 温室効果ガス排出量の算定を習熟するとともに、検証機関の検証を受けることにより、「温暖化対策マネジメント」を効果的に講じていくための基盤が形成されます。
- 地球温暖化対策に積極的な取り組みを実施している業務ビルとして差別化が図れ、CSRの観点から社会的貢献をPRできます。

1-2 事業の内容

(1) 補助対象事業

- ・国内業務ビル等における、CO2 排出抑制設備（以下「補助対象設備」という。）の整備

※ 補助対象となる設備には、業務ビル等を対象に、市場に流通している中で一定以上高効率な機器設備であり、導入により大幅な CO2 削減効果が期待できるものとして、別紙 2（先進技術リスト）に指定された効率水準を満たす設備が少なくとも 1 つ含まれている必要があります。

※ 設備導入および対象事業場内における補助対象設備以外による排出削減取組の結果、延床面積あたりの排出量について、別添 1 別紙 5 に指定される建物の用途区分ごとの一定の排出水準以下に抑えることが必要となります。延床面積および建物の用途区分が確認できる書類の提出が必要となります。（「3.(3)応募に必要な提出物及び提出部数」を参照）

（ただし、可能な限りの対策を行っても別添 1 別紙 5 に記載の水準以下に抑えることが構造上困難である場合、困難な理由を説明資料として提出の上、環境省に認められればこの限りではありません。）

※ 後述のとおり、「補助の費用効率性」を判断基準として採択するため、費用効率的な事業であることが条件となります。

※ 事業場の定義及び単位の考え方については、別紙 3「実施ルール」を参照。

(2) 予算総額

6 億円（エネルギー対策特別会計）

(3) 補助金の申請（目標保有者としての参加申請）

- ・本制度の目標保有者として参加し、該当設備に係る補助を受けるためには、目標保有者のうち下記に示す「代表事業者」及び「共同事業者」を特定し、所定の様式により申請することが必要になります。

○ 代表事業者

- ・代表事業者は、補助対象の設備を保有し、補助金の交付を受ける事業者を指します。
- ・代表事業者は、以下の事業者を対象とし、国及び地方公共団体は対象とはなりません。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

ウ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

- ・補助金申請手続について、代表事業者からの委任を受けた第三者が申請の手続を代行することが可能です。

○ 共同事業者

- ・目標保有者のうち、代表事業者となっていない事業者が共同事業者となります。
 - 設備を整備するビルの所有者（オーナー）が代表事業者となっていない場合、オーナーは共同事業者となる必要があります。
 - ビルのテナント等で削減に協力することを望む事業者は、任意で共同事業者となることができます。
- ・該当する事業者がない場合、記載する必要はありません。
- ・共同事業者の事務連絡手続について、代表事業者および共同事業者からの委任を受けた第三者が手続を代行することが可能

※ESCO 事業・リース等の活用について

- ・ESCO 事業等を活用した参加に際して、シェアード・セイビングス契約方式の ESCO 事業等の場合には、補助対象設備を導入する業務ビル等の所有者又はその代理者と ESCO 事業者等との共同申請とし、また、リース等を利用する場合は、業務ビル等の所有者又はその代理者とリース事業者との共同申請とします。いずれの場合にも、両者ともに目標保有者（代表事業者もしくは共同事業者）となります。

注：リース等を利用する場合、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類の提示を条件に、リース会社等との共同申請事業が認められます。

※東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」、埼玉県「目標設定型排出量取引制度」の参加事業所について

- ・東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」、埼玉県「目標設定型排出量取引制度」の参加事業所（都/県内中小事業所や都/県外大規模事業所による参加を含む）も本制度への参加は可能ですが、ASSET 事業は両制度とは異なる制度であり、本制度の実施ルール、ASSET モニタリングガイドラインに沿った排出量の算定及び検証の受検が必要となります。また、ASSET 事業内での排出枠（JAA（Japan Allowance for ASSET））の売却は認められません。

(5) 補助対象経費

- ・補助対象設備の整備に係る以下の経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り、各費目の詳細な説明については、別表を参照下さい。
 - ア 本工事費
 - イ 付帯工事費
 - ウ 機械器具費
 - エ 調査費
 - オ 初期調整費
 - カ その他必要な経費で環境大臣が承認した経費

<補助対象外経費>

以下の費用は補助対象外となります。

- ・既存設備の撤去費（撤去費に係る諸経費も含む）
- ・数年で定期的に更新する消耗品
- ・既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ・少量排出源になるような機器（非常用発電機等）
- ・CO2排出削減に寄与しない周辺機器
- ・予備品

(6) 補助金の交付額

- ・(5)の補助対象経費の総額の1/3を上限とします。
- ・ただし、1事業場当たり（グループ参加者の場合は、1グループ当たり）5千万円を超えないことを原則とします（目標保有者の数を一定数以上確保するため）。

(7) 設備整備の実施期間

交付決定日から2013年3月31日までとします。

(8) ASSET 事業への参加

本設備補助で採択された事業者の方には、本補助金交付の条件として、「目標保有者」としてASSET 事業に参加していただきます。ASSET 事業への参加に伴い守っていただくべきルールの詳細については、別紙3「実施ルール」を参照下さい。

1) 設備補助の公募時

- ・設備補助の公募時に、別添の様式に従い、以下の書類を提出いただきます。
 - 別添1「整備計画書」
 - 別添1別紙1 事業実施場所の一覧（グループ参加のみ）
 - 別添1別紙2 他の補助事業の利用状況等について
 - 別添1別紙3 法定耐用年数の根拠について
 - 別添1別紙4 補助対象として導入される先進技術による設備について
 - 別添1別紙5 床面積あたりの排出量について
 - 別添2「経費内訳(平成24年度)」
 - 別添3「2013年度の年間CO2削減目標量の内訳」
 - 別添4-1 算定報告書 単独参加者用
 - 別添4-2 算定報告書 グループ参加用
- ・別添1の整備計画書には、以下の情報を記載する。
 - ①対象となる事業場
 - ②補助対象設備
 - ③対象事業場における、補助対象設備等による、A. 2013年度のCO2削減目標量 及び B. 設備の法定耐用年数分の削減目標量
 - ※ Aは、⑥の基準年度排出量と2013年度の排出予測量との差。Bは、 $A \times$ 「設備の法定耐用年数」。削減目標量及び基準年度排出量の算定については、別紙3「実施ルール」を参照下さい。
 - ※ 設備導入および対象事業場内における補助対象設備以外による排出削減取組の結果、実現される排出量原単位（延床面積あたりの排出量）は、別添1別紙5に指定される建物の用途区分ごとの一定の排出水準以下に抑えることが必要となります。

(ただし、可能な限りの対策を行っても別添1別紙5に記載の水準以下に抑えることが構造上困難であると認められる場合、困難な理由を説明資料として提出の上、環境省に認められればこの限りではありません。)

※ 対象事業場における基準年度排出量が、50t-CO2以上であることを応募の条件とします。

※ Aの算定に当たっては、対象事業場内における、補助対象設備以外による排出削減効果を含めることも可能です。その場合、補助の費用効率性が改善され、採択されやすくなると考えられます。採択基準については2)参照。

※ 法定耐用年数の異なる補助対象設備がある場合については、次のいずれかにより法定耐用年数を決めます。

ア 複数設備の耐用年数の単純平均

イ それぞれの設備が削減に果たす効果を踏まえた加重平均による耐用年数

※ A・Bともに、公募要領A別添1及び3の応募書類記載の数値を応募書類提出後に変更することはできません。基準年度排出量が(後述するように)検証機関による検証を受検した結果、変動することがあり得ますが、この場合でもこれらの数値を変更することはできません。

④補助対象設備の整備に必要な費用 及び 補助申請額

⑤補助の費用効率性 (補助額/法定耐用年数分のCO2排出削減目標量)

⑥対象となる事業場における基準年度(原則として2009~2011年度)各年の排出量

※ 公募段階においては、2011年度は暫定値で結構です。後に基準年度排出量の検証を受ける際には、2011年度の確定値を反映させた算定報告書を再提出していただきます。

※ なお、公募時に提出された2011年度の暫定値と、確定値が著しく異なる場合には、採択を取り消すこともあり得ます。

2) 設備補助の採択基準

- ・設備補助の採択は、2013年度の排出削減目標量に係る費用効率性の観点から選考し、補助の費用効率性の良い事業(=1t-CO2削減量当たりの補助額の低い事業)を優先的に採択することを原則とします。

$$\text{補助の費用効率性} = \frac{\text{補助金申請額}}{\text{補助の費用効率性を求める際に算定される削減量 (※)}}$$

※ 補助の費用効率性を求める際に算定される削減量

= (設備導入によるCO2排出削減目標量/年

+設備導入以外の排出削減取組によるCO2排出削減目標量/年×1/2)

×導入される設備の法定耐用年数

- ・「設備導入以外の排出削減取組によるCO2排出削減目標量」とは、施設の運用改善努力による削減量等を指し、公募要領別添3「2013年度の年間CO2排出削減目標量の内訳」にて詳細を記述頂くものです。本削減量は、設備導入に比べて削減効果の継続性に課題があると考えられることから、採択に係る審査に際しては削減量に1/2を乗じて評価します。なお、空間ごと、用途ごと又は個別機器ごとの分解能でエネルギー消費状況を計測・分析した上で、複数のエネルギー消費設備を制御するシステム等が設置される場合には、運用改

善効果の継続が期待されるため、1/2 を乗じる必要はありません。

- ・「設備導入以外の排出削減取組による CO2 排出削減目標量」に 1/2 を乗じるのは、採択に係る審査を行うときのみであり、排出量の算定や排出枠の交付・償却等の場合には、1/2 を乗じるものではありません。
- ・また、「設備導入以外の排出削減取組による CO2 排出削減目標量」について、排出削減努力によらないと考えられる排出削減効果が、補助対象設備導入を含む排出削減努力による排出削減効果に比べて著しく大きい場合には、補助の費用効率性の判断に当たって勘案することがあり得ます。
- ・事業実施主体は、破産その他の事由により、事業の適確な遂行が明らかに困難な状況でないことが必要です。
- ・1 事業者当たり 1 事業場の採択を優先します（1 事業者当たり二つ目の事業場は、他事業者の一つ目の事業場に劣後します。）。

3) 補助対象設備の整備

- ・採択された事業者（目標保有者）は、2012 年度において、補助対象設備を整備します。

4) 基準年度排出量の検証

- ・排出削減実施事業者は、2012 年 12 月末までに、基準年度の排出量について環境省の委託する検証機関の検証を受けていただきます（別紙 3「実施ルール」参照）。

5) 排出枠の交付

- ・4)の検証を終えた排出削減実施事業者に対しては、2013 年 4 月頃に排出枠の初期割当量(JAA)が交付されます。
- ・JAA の交付量は、以下のとおりです（別紙 3「実施ルール」参照）。

$$\boxed{\text{対象事業場の基準年度排出量}} - \boxed{\text{「2013 年度の CO2 排出削減目標量」}}$$

6) 排出削減対策の実施

- ・目標保有者は、2013 年度において、補助対象設備を活用しつつ、排出削減に取り組んでいただきます。

7) 2013 年度排出量の算定と検証

- ・目標保有者は、2014 年 4 月以降に 2013 年度の排出量を算定するとともに、2014 年 6 月ごろに環境省の委託する検証機関による検証を受けていただきます。（この検証に係る費用については、環境省が負担する）

8) 排出枠の取引

- ・排出枠は 2014 年 11 月 30 日に予定されている償却期限までの期間において随時取引可能です。（別紙 3「実施ルール」参照）

9) 排出枠の償却義務と補助金返還の可能性

- ・排出削減実施事業者は、2014 年 11 月 30 日に予定される償却期限までに、検証機関の検証を受けた 2013 年度の実排出量と同量の排出枠を、登録簿上の償却口座に移転していただきます（排出枠償却義務：別紙 3「実施ルール」参照）。
- ・2013 年度実排出量に対し、償却口座に移転した排出枠の量が足りない場合には、原則として、不足量に応じて、交付された補助金を返還していただきます（別紙 3「実施ルール」参照）。
- ・償却には、初期割当量（JAA）に加えて、環境省が定める外部クレジットとして CDM プロジェクト及び JI プロジェクトに基づいて発行される jCER（別紙 3「実施ルール」参照）も活用することができます。

10) 2014 年度排出量の算定

- ・補助設備導入による CO2 削減の継続的な取組を促すとともに、本事業の効果の測定・評価

を行う観点から、2014年度においても排出量の算定及び環境省への報告が求められます。ただし、2014年度については検証の受検は不要であり、削減目標も負いません。

2.補助金の交付等について

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、選定します。応募者より提出された書類等をもとに、環境省で審査を行い補助事業者を選定し、予算の範囲内において採択案件を決定（内示）します。内示の時期は、9月末を目途とします。

整備計画書の記入に当たっては、1-2（8）の1)及び別紙3「実施ルール」を参照下さい。また、採択基準については、1-2（8）の2)を参照下さい。

(2) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます。

（申請手続等は別途定める交付要綱（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html）を参照していただくこととなります。）

(3) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

(4) 事業の開始について

補助事業者は、環境省からの交付決定を受けた後に初めて補助事業の開始が可能となります。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下の点に注意して下さい。

- ・ 契約日・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して、原則として当該年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払い及び精算が行われること。

(5) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、下記のいずれかに当たる場合は、計画変更承認申請書を提出する必要があります。

- ・ 別表の第2欄の費目の区分ごとに配分された額を変更するとき。ただし、区分ごとの配分額の15%以内の流用増減を除く。
- ・ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

(6) 実績報告及び書類審査等

補助事業が完了（補助対象設備の検収が完了したことを指す）したときは、事業終了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛に提出していただきます。環境省は補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

(7) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その

後環境省から補助金を支払います。

(8) 取得財産の管理等

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(9) 補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等

補助事業者は、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降5年度を経過するまでの間において、合併・統合、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なく環境省に報告して下さい。

(10) 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することがあります。この場合、交付した補助金の一部又は全部について、加算金を含め環境省に返還しなくてはなりません。

- 一 補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令その他の法令若しくはこれに基づく大臣の処分若しくは指示又は交付要綱に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

3.公募案内

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を公募期間内に環境省へ提出していただきます。提出物は封書に入れ、宛名面に「ASSET 事業応募書類 目標保有者」と赤字で明記して下さい。

(2) 公募期間

2012年7月17日（火）～2012年8月24日（金）17時必着

※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

- ①別添1「整備計画書」
- ②別添1別紙1 事業実施場所の一覧（グループ参加のみ）
- ③別添1別紙2 他の補助事業の利用状況等について
- ④別添1別紙3 法定耐用年数の根拠について
- ⑤別添1別紙4 補助対象として導入される先進技術による設備について
- ⑥別添1別紙5 床面積あたりの排出量について
- ⑦別添2「経費内訳(平成24年度)」
- ⑧別添3「2013年度の年間CO2削減目標量の内訳」
- ⑨別添4-1 算定報告書 単独参加者用
- ⑩別添4-2 算定報告書 グループ参加(事業場)用
- ⑪企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料（様式任意）
- ⑫導入する設備・技術に関する説明資料（様式任意）

- ⑬建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告の写し（直近のもの）
- ⑭建物の用途区分に関する説明資料（様式任意）
- ⑮対象設備に関するリース契約書等（案）の写し
- ⑯対象設備に関するリース料計算書等

（提出物）

- ・単独参加者：①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪、⑫、⑬、⑭
- ・グループ参加者：①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭

※⑬は建物の延べ床面積の確認のために提出いただきます。用途区分の内訳については⑭で説明して下さい。例えば建築基準法の用途区分に準じて区分することが考えられます。
※リース会社あるいはESCO事業者等との共同申請の場合であって、対象設備の導入に当たり、リース契約等を締結している場合については、⑮、⑯を添付して下さい。

- ・上記書類について、正本1部・副本2部を提出して下さい。（ファイリングは不要です。）
- ・上記の①～⑩のデータを保存したCD-Rについて、1部提出して下さい。CD-Rには提出事業者名・事業場名を必ず記載して下さい。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メールにて別途ヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承下さい。

（4）提出先（本件窓口）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル内
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室
担当：竹内
TEL 03-3581-3351(代表) 内線 6788
E-mail ASSET@env.go.jp

（5）提出方法

簡易書留等記録が残る方法で郵送して下さい。
※持ち込みは原則として認められません。

（6）公募説明会

今回の追加募集にあたり公募説明会は開催いたしません。

本年5月に開催した公募説明会資料は下記環境省ウェブサイトよりご参照ください。
[\(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/asset/\)](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/asset/)

（7）採択結果について

採択結果については、事業者名、事業概要等をプレス発表し、併せて環境省ウェブサイト
[\(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/asset/\)](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/asset/) に掲載します。

別表 経費費目の細分について

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p> <p>②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p> <p>③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する</p>

事務費	付帯工事費	一般管理費	費用をいい、類似の事業を参考に決定する。 請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	機械器具費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	事務費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。
			事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表3に定めるものとする。 事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。
	号	区 分	率
	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
	3	1億円を超える金額に対して	4.5%

【参考資料 1】

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- ①補助事業者自身
- ②100%同一の資本に属するグループ企業
- ③補助事業者の関係会社（上記②を除く）

2. 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）補助事業者の関係会社（上記②を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

先進技術リスト

(先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減設備補助事業 公募要領)

対象機器	基準
① 吸収式冷温水機 吸収式冷凍機	空気調和用の冷温水を供給するもので、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、日本工業規格 B8622 に掲げる計算式に基づいて算出される成績係数 (COP) が以下の値以上であるもの 冷房能力 100RT 未満 : 1.1 冷房能力 100RT 以上 : 1.29
② ターボ冷凍機	電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の熱源機のうち日本工業規格 B8621 に掲げる計算式に基づいて算出される成績係数 (COP) が 6.0 以上であるもの
③ 空冷ヒートポンプチリングユニット (40 馬力以上)	空気調和用の冷温水を供給する空冷式のチリングユニット (電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。) のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して算出した数値の平均値が 3.9 以上であるもの
④ 水冷ヒートポンプチリングユニット (40 馬力以上)	空気調和用の冷水を供給する水冷式のチリングユニット (電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。) のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して算出した数値が 5.0 以上であるもの
⑤ パッケージエアコン	冷凍機を組み込んだビル用の空気調和機で、室外機が電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものうち、日本工業規格 C9612 に掲げる計算式に基づいて算出される年間エネルギー消費効率 (APF) が以下の値以上であるもの 冷房能力 20.0kW または 8 馬力未満 : 5.6 冷房能力 20.0kW または 8 馬力以上 : 4.8 または定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して算出した数値の平均値 (COP) が 3.9 以上であるもの ただし、COP 基準を満たしていても、APF 基準を満たしていない場合には対象外とし、COP 基準は APF の数値を有していない機器にのみ適用する
⑥ 氷蓄熱型パッケージエアコン (ビル用途、店舗用途)	冷凍機を組み込んだ空気調和機で、室外機が電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式かつ氷蓄熱槽を同時に設置するもののうち、日量蓄熱利用冷房効率が 3.3 以上であるもの
⑦ ガスエンジンヒートポンプ	室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものうち、日本工業規格 B8627 に掲げる計算式に基づいて算出される期間成績係数 (APF) が 2.18 以上であるもの、または発電機能を有するもの

⑧ ボイラ 潜熱回収型真空加熱温水器	温水又は蒸気を供給するもののうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が以下の値以上であるもの 温水ボイラ：100% 蒸気ボイラ：96%
⑨ ヒートポンプ給湯器	電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯器のうち、定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値が以下の値以上であるもの 加熱能力 20kW 未満：4.2 加熱能力 20kW 以上：4.0
⑩ 潜熱回収型給湯器	排気中の潜熱を回収して再加熱するための機能を有する給湯器のうち、定格加熱能力を低位発熱量基準の定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して算出した数値が 0.95 以上であるもの
⑪ コージェネレーション	温水又は蒸気を供給するもので、エンジン又はタービン、発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラ又は廃熱吸収式冷温水機を同時に設置する場合のもののうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が以下の値以上であるもの 発電容量 200kW 未満：85% 発電容量 200kW 以上：80% ただし、発電容量 200kW 以上のものについては発電効率が 41%以上のものはこれによらず対象とする

※なお各機器において電源周波数 50Hz 及び 60Hz により効率が異なる場合は、いずれかが基準となる水準を満たしていれば対象機器とする。